

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 27 日

指定障害児通所支援事業者及び
指定障害児入所支援事業者 御中

那覇市福祉部障がい福祉課

障害児通所支援事業所における送迎にかかる費用の徴収について

みだしについて、基準省令等を再確認した結果、下記のとおりのお取り扱いとすること
といたしましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 送迎加算算定の有無に関わらず、利用者から送迎費用を徴収することはできない。
2. 運営規程や重要事項説明書に送迎費用の徴収について記載がある場合は、削除して
ください。
※本修正にかかる変更届の提出は不要です。

以上

お問い合わせ
那覇市 福祉部 障がい福祉課
事業所指定グループ
TEL 098-862-3275